

告 示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成三十年八月二十八日

埼玉県自動車税事務所長 渡 邊 守比呂

氏名又は名称	関東油脂興産株式会社
代表者の氏名	代表取締役 繁野 憲治
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県川口市前川三丁目十五番五号
指定取消年月日	平成三十年七月十日